

2018年10月21日 — 志津川湾、世界の海へ

南三陸町の海「志津川湾」は、暖流と寒流両方の影響をバランスよく受けるため、多くの海洋生物の住む貴重な海域です。志津川湾の自然の豊かさが世界に認められ、**ラムサール条約湿地**に登録されました。

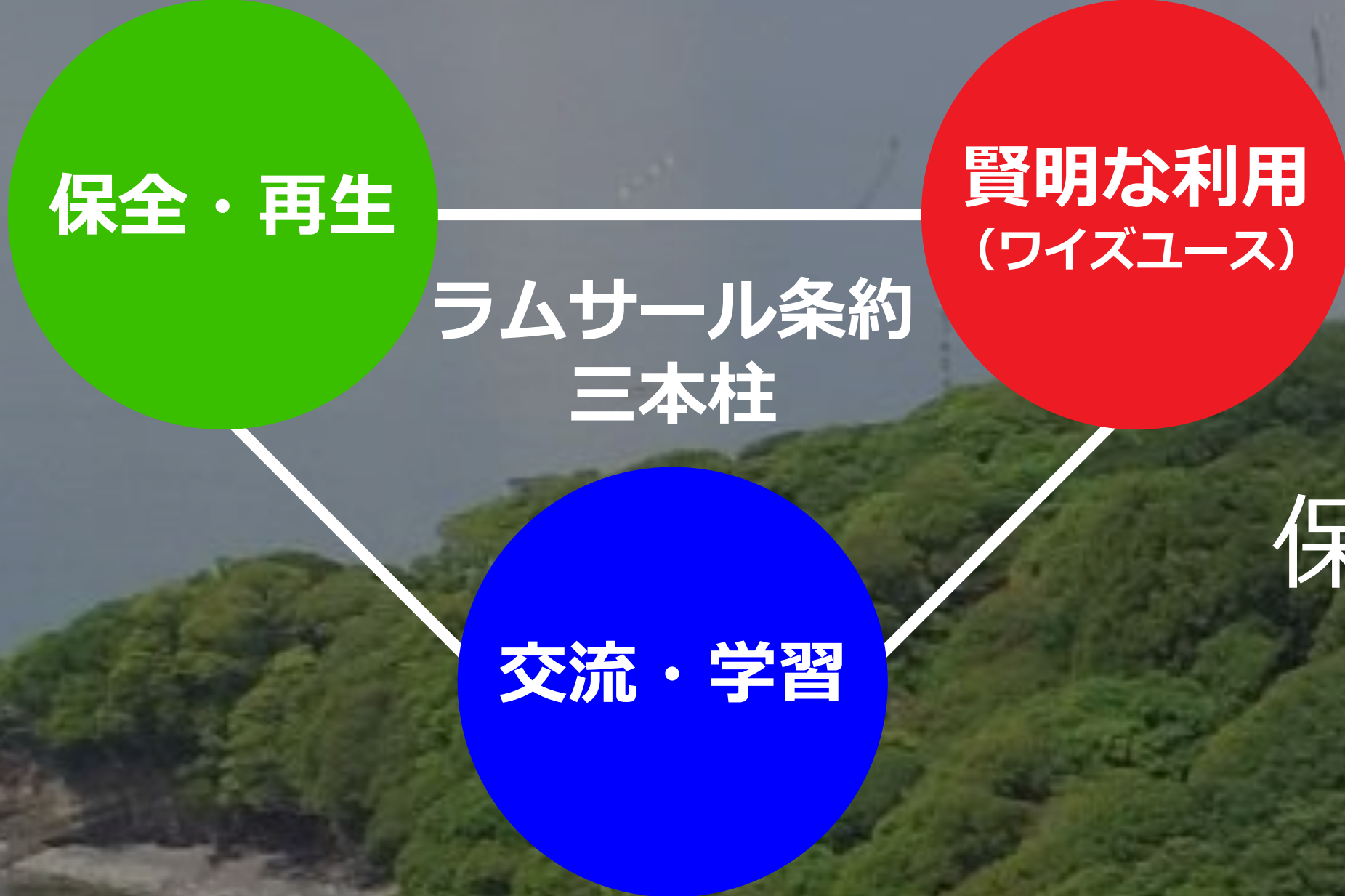


「ラムサール条約」とは？

正式名称：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」
1971年 イランの都市「ラムサール」にて誕生



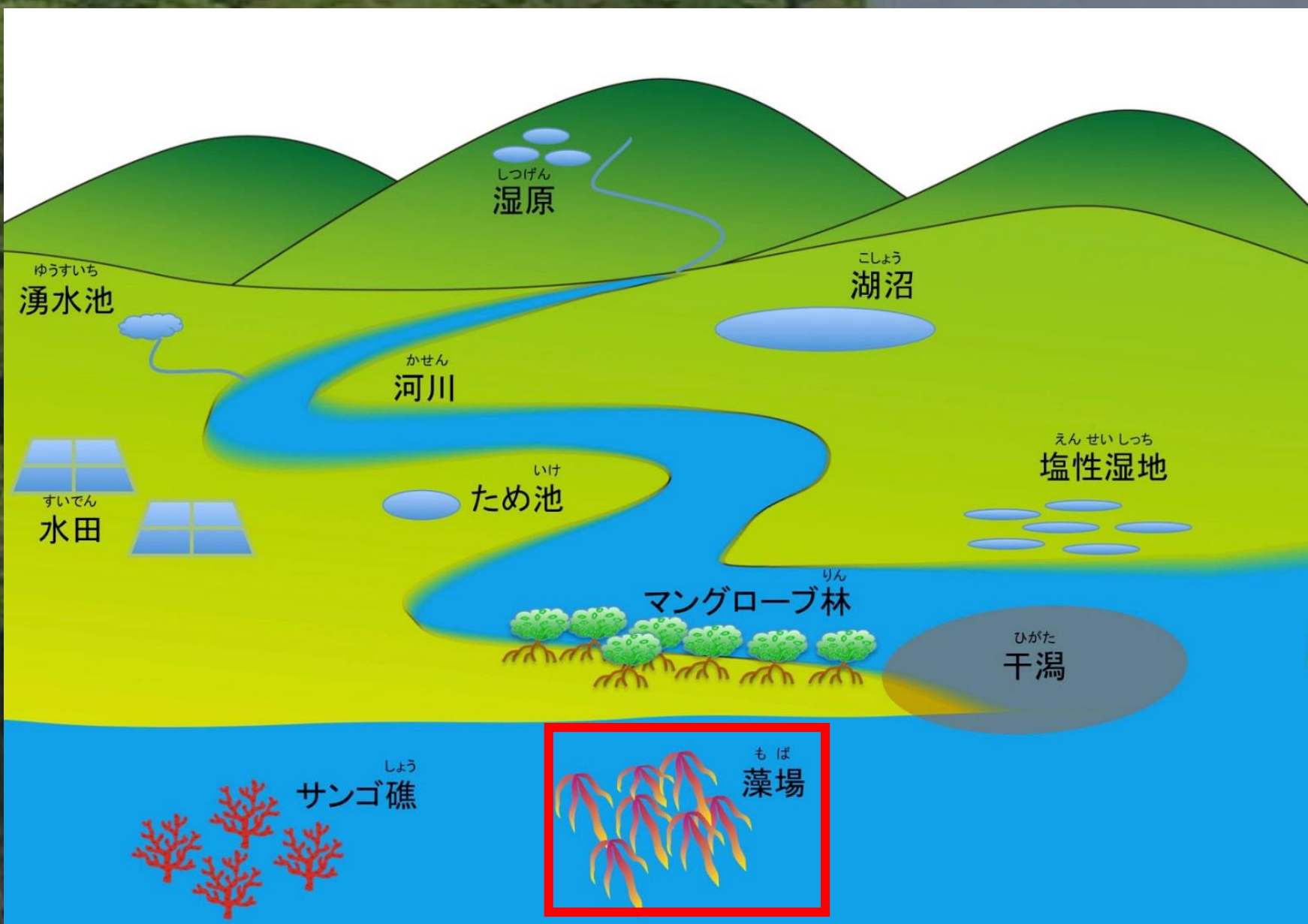
☆ラムサール条約の目標



湿地の恵みをいつまでも活用するために
保全・再生、賢明な利用、交流・学習の推進を目指します

☆「湿地」とは？

天然／人工・淡水／海水すべてが「湿地」
例) 湿原、湖沼、水田、ため池、サンゴ礁、干潟等
＝「身近な水辺」すべて **志津川湾は「海藻の森＝藻場」**



☆ラムサール条約湿地の登録基準

ラムサール条約湿地 9つの登録基準

基準1	適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度の高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合	基準6	水鳥の一種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に擁している場合
基準2	危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生態的群集を支えている場合	基準7	固有な魚類の亜種、種、または科、生活史の一段落、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合
基準3	特定の生物地理区内における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合	基準8	魚類の重要な食物源であり、産卵場、稚魚の生育場であり、または、湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合
基準4	生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物に避難場所を提供している場合	基準9	鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体群の1%以上を定期的に支えている場合
基準5	定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合		

9つある国際基準のどれかに当てはまれば、ラムサール条約湿地へ登録
⇒志津川湾は**基準1・2・3・4・6**に該当 **国内最多！**

ラムサール条約湿地登録への流れ

年	月	日	出来事	年	月	日	出来事
1979	3	30	南三陸金華山国定公園 指定	2016	12	18	南三陸の森・里・海とラムサールシンポジウム 開催
2001	12	27	志津川湾 環境省「日本の重要湿地500」に選定	2017	3	27	南三陸町から環境省へ登録の申入
2010	9	30	志津川湾 環境省「ラムサール条約湿地潜在候補地」に選定	2018	1	20	南三陸町ラムサール条約シンポジウム 開催
2011	3	11	東日本大震災発生	2018	3	27	南三陸町沿岸（志津川湾） 三陸復興国立公園 海域公園地区に指定
2013	5	24	陸中海岸国立公園 三陸復興国立公園へ改称	2018 10 18			志津川湾 ラムサール条約湿地 登録
2015	3	31	南三陸金華山国定公園 三陸復興国立公園へ編入	2018 10 23			ラムサール条約締約国会議にて認定証授与 inドバイ（アラブ首長国連邦）
2016	10-12月		登録に向けての住民説明会（全18回） 開催				